

だい かい はち おうじししょうがいしゃけいかくおよ しょうがいふくしけいかくさくていいんかい きじろく
第8回八王子市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会 議事録

【日 時】 平成26年10月28日（火）9:00～12:00

【会 場】 八王子市役所 8階 802会議室

【出席者】 松井委員、塚田委員、八町委員、土居委員、我妻委員、
杉浦委員、須賀委員、恒川委員、吉田委員代理萩原秀朗氏、
大澤委員、匹田委員、小林ますみ委員、今井委員、

【傍聴者】 4名

1. 開会

2. 障害福祉計画第5章「サービス提供について（障害福祉計画）」について

事務局より、障害福祉計画第5章「サービス提供について」の「①障害福祉計画について」「②計画の基本理念と定める事項」「③第4期障害福祉計画策定における留意点」について、説明があった。

（小林ますみ委員）

介護保険制度ではケアマネジャーがあり、ケアプランを作成して事業所や福祉サービスと個人を結び付けてくれているが、障害者個人とサービスを結び付けるシステム等について、八王子市としてはどう考えているのか。また、そういった仕組みは、定着及び周知されているのか。

（事務局）

障害者施策の場合は、障害福祉サービスにおけるケアプランとも言えるサービス等利用計画があり、指定を受けた相談支援事業者がつけることができるようになってきている。そこでまた、関係者を呼んでアセスメントを行う等、利用者が本当に必要かつ望んでいるサービスの計画を立てていく仕組みになっている。法律により、平成27年3月には障害福祉サービス利用者全員がサービス等利用計画を作成することになっている。市としても導入を進めているが、今はまだ全員に行きわたっていないという現状がある。市としても周知を進めている。

こばやし いいん
(小林ますみ委員)

「①障害福祉計画について」では、サービス提供体制について「整備し」から「充実を図り」へ文言が変わっているが、サービス提供体制の充実を具現化するような文言が入ると、より分かりやすくなるのではないか。既にサービスを使っている方はよいが、特別支援学校ではサービス等利用計画についての情報が行き渡っておらず、皆動けないという現状がある。就学前の新たに障害を持った児童の保護者へのサービス等について、充実を図れるような文言を入れてほしい。

じむきょく
(事務局)

情報提供体制については、第4章「施策の展開（障害者計画）」において位置付けているが、第5章「サービス提供について（障害福祉計画）」においても、そういった考え方を明記する必要があるという理解でよいのか。

どい いいん
(土居委員)

障害児をもったばかりの保護者に対するケアや、情報提供が不足しているということについては、異論はないと思う。ただ、障害福祉計画では数値目標や総合支援法に基づいた施策に限られてしまうため、障害者計画の方に記載することになるのではないか。

まつい いいんちやう
(松井委員長)

これについては、第4章「施策の展開（障害者計画）」を含めて、事務局で調整をしてもらう。

どい いいん
(土居委員)

1点目は、「②計画の基本理念と定める事項」の「(1)計画の基本理念」に「障害福祉サービスの実施主体として、必要な障害福祉サービスや相談支援等の計画的な提供に努めます」とあるが、実施するのは指定を受けた事業者ではないのか。「実施主体」という書き方では、市が直接サービスを提供するかのよう誤解を招くのではないか。2点目は、「地域生活への移行・定着」とあるが、国の指針やはちおうじしじりつしえんきょうぎかいでも「地域生活の継続」ということを言っており、移行して定着ということと、地域生活を送っている人たちが継続して地域生活が送れる

ということの両方必要だ。3点目は、「③第4期障害福祉計画策定における留意点」の「障害福祉施設等からの優先調達に関する事項」の「福祉的就労を確保するため」という文言はもう少し分かりやすいほうがよいのではないか。仕事を提供するという意味だけでなく、就労の場を増やしていくといった様々な意味合いがあると思う。そのため「充実させるため」という表現がよいのではないか。

(事務局)

確かに障害福祉サービスの支給決定は市が行うが、サービスの実施については様々な関係機関と共同して行っている。この記述は総合支援法の中の規定を引用しているものではないかと思われるので確認する。「地域生活への移行・定着」については、国でも「継続」という言葉を使っており修正する。「福祉的就労を確保する」という文言については、国では「仕事を確保する」というような表現もあったが、「仕事」だけではなく「場」ということも考えられるため、調整する。

(松井委員長)

「体制の確保」という文言が何か所か出てくるが、一般には「体制の確立」や「体制の整備」、「体制の充実」という言い方をするのではないか。また、障害者優先調達推進法について、仕事の確保に加え工賃向上も記載してほしい。

事務局より、障害福祉計画第5章「サービス提供について」の「④平成29年度の成果目標・活動指標の設定」(1)福祉施設の入所者の地域生活へ移行」「(2)入院中の精神障害者の地域への移行」について、説明があった。

(松井委員長)

これまでの東京都との関係について、中核市への移行に伴いさらに八王子市独自の政策を打ち出すということなのか。

(事務局)

東京都とは引き続き連携していくというところは変わらない。中核市への移行に伴い、今まで以上に上乗せの施策を展開していきたいと考えているため、成果目標を高く設定する等、そういったところで色を出していきたい。

(須賀委員)

「(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行」において、「国の基本方針に基づいて」と「就労移行・継続支援及び共同生活援助(グループホーム)等」の2か所が現行計画から変更になっているが、変更点を示す下線が引かれていない。

(事務局)

指摘の通り、線を引くのを見落とししていた。

(八町委員)

退院支援では地域移行支援制度を利用する方が多いが、入院前住所が中心になっており八王子市外の方が多くなっている。しかし、退院して病院のある八王子市に住む方が多く、ほとんどが地元へ帰れないという実態を考えて、住所地が前住所であっても、入院中に八王子に住むことが決まった時点から支援ができるような体制を整えてほしい。

(事務局)

課題は認識しているが、法的に縛りがあるため、現状ある法律に基づいた福祉サービスで展開するのは難しい。新たな仕組みや提供体制も含めて検討するべきだと考えている。

(土居委員)

障害福祉計画には決定しているもの以外は入れられないのか。計画の基本的理念のなかに「地域生活の移行・定着」とあるが、「定着」の具体的な施策は出てこない。八王子市としては、このような目標を設定することは可能なのか。

(事務局)

しょうがいふくしけいかくは、基本的にはしょうがいふくしサービスの数値目標や見込み量を記載するものになっている。そういったものは、第4章「施策の展開（障害者計画）」で掲載することになると思う。

まついいいんちよう
(松井委員長)

ていちゃくという場合、就職の場合は半年間がひとつの尺度になっている。地域生活の場合は、半年間なのか1年なのか、なかなか定義し切れないのではないか。

じむきょくより、しょうがいふくしけいかくだいしょうていきょうへいせいねんど
の成果目標・活動指標の設定」「(3) 地域生活支援拠点等の整備」「(4) 福祉施設
から一般就労への移行等」について、説明があった。

こはやし いいん
(小林ますみ委員)

「(3) 地域生活支援拠点等の整備」の「市の基本的な考え方」の中で、「日常生活を支援するための体制の整備に取り組みます」とあるが、実施主体としては社会福祉協議会や障害者福祉課になるのか。高齢者施策の場合は地域包括支援センターが核になっているが、障害者施策の場合はどうなるのか。

じむきょく
(事務局)

ちいきせいかつしえんきよてんとうじりつしえんきよぎかいちいきいこうけいぞくぶかいげんざい
地域生活支援拠点等については、自立支援協議会の地域移行継続部会でも現在
けんとうおこなげんじょうししていいたくしよそうだんしえん
検討を行っている。現状として、市が指定・委託をしている5か所の相談支援
じぎょうしよかくじぎょうてんかいそうてい
事業所を核として、事業展開を想定している。

つかだふくいんちよう
(塚田副委員長)

ちいきいこうけいぞくぶかいでは、モデル事業として幾つかの相談支援機関を中心に事例
ひろあらいねんどきほひろくによさんあとうきょうと
を拾い上げている。来年度は規模を広げ、国からの予算に合わせて東京都や
はちおうじしとおたいせいせいびすすうざらきかんしょうがいふくしぶんやこうれい
八王子市を通して体制の整備を進めていく。受け皿機関が障害福祉分野では高齢
かいごぶんやくらすくすきまぬかたち
介護分野に比べて少ないため、隙間を縫うような形でつくっていったらと考え
ている。

はぎわらし
(萩原氏)

てんめ「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」の「国の基本指針」で就労

移行支援事業の利用者数について、「6割以上増加することをめざす」とあるが、それは特別支援学校を卒業して即、就労継続支援B型の利用が法的にはできないことを勘案しての数値なのか。2点目は、「市の基本的な考え方」で年間一般就労者数を「2.5倍以上とすることを目指します」とあるが、これは精神障害者の雇用義務化についても含まれているという理解でよいのか。3点目は、一般就労定着者数について、成果目標として毎年40人増を掲げているが、「八王子市障害者就労・生活支援センターふらん」の許容量は一杯だという状況を聞いている。そういった中で、どのような裏づけや支援を考えているのか。

(事務局)

1点目の国の基本方針についてはもう一度確認するが、特別支援学校を卒業して就労継続支援B型に直接行くのではなく、まずは就労移行支援に行くという大前提があるため、基本指針はそういったつくりだと思ふ。2点目の年間一般就労者数について、精神障害者の雇用の算定については、現在でも「みなし」で入っている。八王子市の中核市への移行に伴い、条例で福祉施設においても障害者雇用の努力義務化を規定しているため、市としても推進しているという意味合いも込めて高めに設定している。3点目の「八王子市障害者就労・生活支援センターふらん」の体制については、今後さらなる体制強化を図っていきたい。

(匹田委員)

「(4)福祉施設から一般就労への移行等」で「事業所」という単語が、「国の基本指針」では「事業所ごと」、「就労移行支援事業所」、「3割以上の事業所」、「市の基本的な考え方」では「雇用未達成事業所」と4か所あるが、この「事業所」は4つ全部同じ意味なのか。また、「外郭団体」と「民間企業」という単語も出てくるが、この「事業所」と「民間企業」が同じ概念であるならば、同じ単語を使ったほうが混乱しないのではないのか。

(事務局)

「国の基本指針」の「事業所」は、「就労移行支援事業所」のことを表している

る。

ひきたいいん
(匹田委員)

さいしよ で たんご いちばんゆうせん しゅうろういこうしえんじぎょうしよ しゆたい
最初に出てきた単語が一番優先するため、就労移行支援事業所が主体なのであ
れば、最初に出せば混乱しないと思う。

じむきよく
(事務局)

し きほんてき かんが かた こようみたっせいじぎょうしよ しょうがいしゃ こようりつ
「市の基本的な考え方」の「雇用未達成事業所」については、障害者の雇用率
みたっせいじぎょうしよ きぎょうとう い み こんらん もんこん
未達成事業所であるため、ここは企業等といった意味になる。混乱しないよう文言
の整理をする。

まついいんちよう
(松井委員長)

こようりつ じぎょうしよ きぎょうたんい くにぜんたい もんたい
雇用率は事業所ごとではなく、企業単位になっている。これは国全体の問題だ
が、雇用の目標としては、ゴールは障害者権利条約に基づいた「他の者との
びようどう きそ いっぱん ひと しゅうぎょうりつ しょうがいしゃ
平等を基礎として」ということになると、一般の人の就業率と障害者の
しゅうぎょうりつ ひかく ばあい う なんにん ふ
就業率を比較した場合のギャップを埋めるため、何人ぐらい増やしていくのか、
ということが論理的にはなる。長期的に言えば、そこに共通認識がないとただ
がんば ろんりてき ちょうきてき い きょうつうにんしき
頑張っているということでおわってしまう。そのため、目標の意味がどこにある
のかということをおかんが ひつよう
を考える必要がある。

どいいいん
(土居委員)

し きほんてき かんが かた ていききょう ろうどうりよく ていききょう
「市の基本的な考え方」に、「提供できる労働力」とあるが、これは「提供
できる作業内容」という意味だと思うが、文言について検討してほしい。

じむきよく
(事務局)

ろうどうりよく もんこん えきむ せつめい ないよう
「労働力」という文言は、「役務」について説明した内容となっている。「サー
ビス」という言葉を使うなど、提案も踏まえて修正する。

すがいいん
(須賀委員)

かせん ひ しやくしよ ふくしせつとう しょうがいしゃせつとう はっちゅう
下線が引かれていないが「市役所や福祉施設等からの障害者施設等への発注

機会きかいの拡大かくだい」は現行計画げんこうけいかくから変更へんこうされた部分ぶぶんではないか。

(事務局じむきょく)

現行計画げんこうけいかくの「福祉施設ふくししせつにおける市役所等しやくしよとうからの受注機会じゅちゅうきかいの拡大かくだいを」が文章ぶんしょう的にわかりづらわいと思おもい変更へんこうした。

(塚田副委員長つかだふくいんちよう)

「市の基本きほん的な考かんがえ方かた」に「今後こんごの重点課題じゅうてんかだい」とあるが、重点課題じゅうてんかだいはどこどこに記き載ざいされているのか。

(事務局じむきょく)

重点課題じゅうてんかだいについては、今後こんご第4章しやうの冒頭ぼうとうに書き加かえる予よ定ていとなっている。

(萩原氏はぎわらし)

「市の基本きほん的な考かんがえ方かた」で「まだ就労しゅうろうしていない障しょう害がい当とう事じ者しゃの方かた」とあるが、福祉ふくしてきしゅうろう的就しゅう労ろうををしてしていない在ざい宅たくででいる方かたが対たい象しょうになっなっているのか。

(事務局じむきょく)

現在げんざい、福祉ふくしてきしゅうろう的就しゅう労ろうををしているか如何いかんを問とわず、一般就労いっぱんしゅうろうををしてしておらおらず、かつ一般就労いっぱんしゅうろうへのニーズニーズがある障しょう害がい当とう事じ者しゃの方かたが対たい象しょうになる。文言もんごんについては整せい理りする。

(松井委員長まついいんちよう)

一般就労いっぱんしゅうろうを希き望ぼうする場ばあ合いは、ハローワークはあろわーくに登とう録ろくし、そこそこで仕し事ごとを探さがすのが原げん則そくとなる。ここはそそこにつなつなががってっていいなない人ひとも含ふくめるといいう理り解かいでよよいのか。

(事務局じむきょく)

役割分やくわりぶんたん担たんとしてハローワークはあろわーくだが、まだハローワークはあろわーくに登とう録ろくできできていいなない方かたにたい対たいしての支し援えん等とうももしてしていいかかななくくててははいいけけなない。

(杉浦委員すぎうらいいん)

どうしたらよよいのか分わかかららなない方かたにたい対たいしてハローワークはあろわーくにつなつなげたり、ハロー

ワークのみでフォローしきれない部分に対しても、支援していくという意味でよいのか。

(事務局)

自身で行動できる方もいれば、できない方も多くいるため、そういったことに対しての支援になる。

(松井委員長)

障害者虐待防止法の中に経済的虐待があり、全国では最低賃金を払っていないというような事例があるが、八王子市内の事業所や企業でそういった事例はあるのか。また、この点に関して記載する必要はないのか。

(事務局)

記憶している限りでは1件以上ある。実際の対応としては、お金を取り返すことも重要ではあるが、その方の生活をまず確保するところ、流れに乗せるといったところを重点的に支援した。これに関しては、必要に応じて権利擁護のところに記載する。

(松井委員長)

差別禁止解消法の合理的配慮については、平成28年度から実施のため相談体制も含めてこれから大きな問題になってくる。

(事務局)

労働政策審議会の障害者部会でも、差別と合理的配慮については協議中であり、今後の中間評価や施策の見直しで反映するべきものは反映していく必要があると考えている。

(須賀委員)

「実績」の表について、縦書きと横書きがあるため統一してほしい。

(事務局)

見やすさについては配慮する。

事務局より、障害福祉計画第5章「サービス提供について」の「⑤障害福祉サービス等」「(1)訪問系サービス」「(2)日中活動系サービス」について、説明があった。

つねかわい いん
(恒川委員)

障害者基本法に難病が入ったが、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」のように、対象が精神障害者に限定されてしまうとサービスを利用できなくなってしまう。入院中の難病の方で地域生活に戻ることが困難な方も多い。退院後、ちょっと美容院や買い物に行きたいというときに、行動援護や同行援護にしても、精神障害者、知的障害者と対象が決められてしまうと、難病で使いたい人たちがサービスを受けられる枠がないということになってしまう。

じむきょく
(事務局)

難病の方への支援は、国の体制も十分ではないと感じている。「入院中の精神障害者の地域生活への移行」は、精神障害者に特化した施策として国の重点項目として出されているため、難病の方は対象にはならない。ただ、難病の方を対象としたサービスが全くないわけではなく、居宅介護等利用できるサービスもあるため、そういった点に関して周知していくことが必要になってくる。

つねかわい いん
(恒川委員)

訪問に来てもらうサービスはあるが、難病患者が外へ出て行くためのツールがない。難病患者が外に出るツールについて検討してほしい。

じむきょく
(事務局)

第5章「サービス提供について(障害福祉計画)」の内容からは外れるが、重要であるため市としても考えていかなければいけない。

どい いん
(土居委員)

精神障害者の地域移行では、治療自体は必要ないが地域に受け皿がないため、

退院できず長期入院するといった実態があるが、難病の方の場合もそういった社会的入院と呼ばれるような状況はあるのか。

(恒川委員)

治療自体は落ち着いたが、帰ることができないため病院にいるという難病の方もある。

(土居委員)

外出支援については、地域生活支援事業の移動支援は、難病の方も手帳がなくとも成年であれば対象になるのか。

(事務局)

国の一定の考え方は示されているが、地域生活支援事業は基本的には市の実情に合わせて実施する事業のため、市が判断することになる。今後、地域生活拠点等の整備の中で、制度の対象から外れてしまっている方をどう支えていくか議論していくため、その中で展開するか、既存の地域生活支援事業で対応するのかについてはこれから議論していく。

(匹田委員)

就労移行支援に「事業所内や企業」とあるが、「事業所内」と「企業」の区別は何なのか。企業が八王子市の政策に協力するためには何をすればいいのか、主語が明瞭でないと分かりにくい。

(事務局)

分かりやすくなるよう文言を修正する。

(土居委員)

1点目は、短期入所については、実績から考えるとこのような見込みになるかと思うが、短期入所を利用できないという声が出ており、その点を考慮すると数値目標が低いのではないか。少なくとも福祉型で10人、医療型で5人というのは低いのではないか。2点目は、見込み量について、前年度プラス幾つという

ひょうげん
表現のほう^わが分かりやすいのではないか。3点目は、日中活動^{てんめ にっちゅうかつどう}については、今後^{こんご}
の卒業生^{そつぎょうせい}の見込み^{みこ}も勘案^{かんあん}しなければいけないため、その点^{てん}について出してほしい。

こばやし いじん
(小林ますみ委員)

じりつくんれん せいかつくんれん
自立訓練(生活訓練)について、ケアホームとグループホームの一元化^{いちげんか}やのサ
テライト型^{がたじゅうきょ}住居^{くに}といった国の施策^{しさく}についても記載^{きさい}してほしい。地域移行^{ちいきいこう}するにあ
たって、サテライト型^{がたじゅうきょ}住居^{してん}の視点^いも入れられるとよいと思う^{おも}。

はぎわらし
(萩原氏)

たんきにゅうしょ
短期入所^{じぎょうしょふそく}について、事業所^{こていか}不足^{かた}のなかで固定化^うされた方^うですべて埋まっ
てしまいい、なかなか新規^{しんき}の方^{かた}が入り込む余地^{はい}がない。それが続^{つづ}くなかで、あきらめてしま
うケース^{おお}が多い。固定化^{こていか}されている現状^{げんじょう}についても、市^しとして施策^{しさく}の中^{なか}で見
ていかないと、期待^{きたい}できる伸び^のも生まれ^うてこないのではないか。

じむきょく
(事務局)

たんきにゅうしょ
短期入所^{たんきにゅうしょ}のニーズ^{おこな}があるが、短期入所^{じぎょうしょ}を行う事業所^ふが増^ふえてい
かないという現状^{げんじょう}がある。国の検討会^{くに けんとうかい}でも、短期入所^{たんきにゅうしょ}は重要^{じゅうよう}な役割^{やくわり}を担^{にな}って
いくが、事業者^{じぎょうしゅ}が担^{にな}い切^きれていないのは報酬^{ほうしゅう}の単価^{たんか}のあり方^{かた}に課題^{かだい}がある
のではないかという意見^{いけん}が出て^でいる。市^しとしても、グループホームの整備^{せいび}促進^{そくしん}にあわせて短期入所^{たんきにゅうしょ}
の枠^{わく}を確保^{かくほ}するよう働きかけ^{はたら}をしていく。医療型^{いりょうがた}は現状^{げんじょう}島田療育センター^{しまだりょういく}の1
床^{しょう}しかない。市^しとしても働きかけ^{はたら}はしているが、医療型^{いりょうがた}のショートステイ^{いりょうがた}がで
きるところが少^{すく}ない。市^しだけでは限界^{げんかい}があり、医療型^{いりょうがた}の利用者数^{りようしやすう}を伸ば^のすのは難
しい。

ど いじん
(土居委員)

たんきにゅうしょ ほごしや こ めんどう み こ しせつとう あす
短期入所^{たんきにゅうしょ}は保護者^{ほごしや}が子ども^この面倒^{めんどう}を見られ^みないときに、子ども^こを施設等^{しせつとう}で預^{あす}
かるとい^いう制度^{しど}であり、保護者^{ほごしや}の都合^{つごう}で知らない病院^{びょういん}や施設^{しせつ}へ行^いくとい^いう形^{かたち}にな
っていること^{じたい}自体^{ほんとう}が本当^{きほん}はおかしい。基本^{ほんにん}は本人^{ちいきせいかつ}の地域生活^{けいぞく}の継続^{だいいち}を第一^{かんが}に考
え^えるべきではないか。慣^なれ親^{した}しんでいる場所^{ばしょ}や人^{ひと}と過^すごすこと^{あんてい}で、安定^{ちいきせいかつ}した地域生活^{けいぞく}
が継続^{けいぞく}できること^{りようしや}で、利用者^{こていか}が固定化^{ふぶん}している部分^{おち}もあるかと思^{ちいき}う。地域^{けいぞく}
で継続^{せいかつ}して生活^{かてい}していくためには、家庭^なだけではない慣^なれた場所^{ばしょ}が必要^{ひつよう}だとい^いう

意味では、短期入所を増やしていくことも必要だと思ふ。しかし、短期入所では送迎もなく、学校や施設にも通えない等の問題もある。短期入所以外にも、緊急一時保護やホームヘルプ、移動支援等も含めて、地域生活の継続をどう支えるかという視点で考えていく必要がある。

（事務局）

選択肢は多ければ多いほどよく、様々な形で地域生活を支えていかなければいけない。一方で短期入所のニーズも高く、今後増やしていかなければいけない。

（松井委員長）

就労移行支援事業の利用者数について、八王子市のニーズをもとに目標値を算出していることは理解できるが、八王子市の目標値が国の基本指針を下回っていることに対して、八王子市が障害者雇用の促進を今後の重点項目と定めていることと、理屈が合わないのではないかと問われたときに、どう答えるのか。

（事務局）

国の基本指針で定めている数値を当てはめると、平成29年度の指標として少し無理な数字になるため、現実的に達成が何とか頑張れば見込める数値にしている。就労移行支援事業所については、市内に、精神障害者を主に対象とした事業所が4か所、身体障害者・知的障害者を主に対象とした事業所が4か所あり、精神障害を対象とした事業所は株式会社の参入もあり、ある程度の就労移行の実績をあげているが、身体障害・知的障害を対象とした事業所は、定員に対して通所する方が少なかったり、なかなか就労に結びつかなかったりする部分もある。また、「障害者就労・生活支援センターふらん」との役割分担という部分もある。市としても障害者雇用の促進を今後の重点項目として位置付けており、もう一度精査して数値等を出していく。

（我妻委員）

入所施設として短期入所を受ける中で、現状としてはリピーターの方が予約受付開始とともに押さえ込みを凶ってしまい、新規の方はほとんど受けられない。利用者数の実績だけでは計れないニーズがあることは間違いない。なかなか入所

施設は増やせないため、多様なニーズに合わせた情報の活用や、グループホームの新規整備の中で一定数を必ず短期入所として確保を図るといった等の工夫をしてほしい。

(杉浦委員)

どこかに預けてしまえばそれで安心というのではなくて、本人がどうしたいかということが主軸にあるべきだ。それでも、家族や身近な方の支援が受けられない場合に、緊急的なものとして知らない人のいるところに預けなければならないこともある。本人が快適な生活を送るためのサービスとは何かという点について、何か理念を示せないか。

(我妻委員)

短期入所では、施設の入所待ちで、短期入所施設をたらい回しにされている利用者がいる。施設側としても、それぞれの施設での対応が一貫していないと本人にとって混乱が増すため、現状では施設間で相談をしながら対応しているが、そういった使われ方は本人のためにはならない。家族支援というなかで、障害者本人と家族との関係の問題にどう関与して、短期入所以外の選択肢で本人の生活の安定をどう図るかという問題もある。

(事務局)

家族支援についてや、本人がどういうサービスや生活を望むのかという視点は、障害者計画のところでもう一度見直したい。

事務局より、障害福祉計画第5章「サービス提供について」の「⑤障害福祉サービス等」「(3)居住系サービス」「(4)日中活動系サービス」について、説明があった。

(塚田副委員長)

「生活相談支援」の数字は、計画の作成やモニタリングを行う方が1か月あたりこれぐらいいるという理解でよいのか。

(事務局)

1か月あたりの人数になっている。回数は人によって差があるが、毎月行うような方も見込んでいる。

(土居委員)

共同生活援助は八王子市の重点課題でもあり、地域生活の継続の問題としても重要な施策となる。平成26年度は見込みの段階で前年度プラス46人となっており、27年度以降の目標値の前年度プラス50人が実績並みになってしまっている。サテライト型の活用や障害者の高齢化や「親なき後」を見据えると、数値的にはまだ不足ではないか。

(我妻委員)

本人のためには入所施設でのショートステイよりも、個室などグループホーム的な場のほうが、適合しやすいということがある。グループホームなどの一定の枠を短期入所の事業、同時に地域移行の支援の実地のお試しの場面としても活用するといった考え方をに入れてほしい。目標値についても、そういった短期入所に活用できる部分の整備という考え方も検討してほしい。

(事務局)

グループホームの整備は進んではいるものの、整備を進めるうえで様々な問題もある。地元の理解や用途地域の問題等、条件が整うのが難しい部分もあり、プラス50人で見込んでいくのが妥当ではないかと考えている。

(土居委員)

数値目標については、本来はニーズに合致した数値にし、それに向けてどう施策を実施するのかということが基本的な姿勢ではあると思う。グループホームについては、建築基準法や消防法の問題等、他の法律がついていっておらず、物件がなかなか見つからないという話は聞いている。愛知県等では建築基準法の規制緩和を行っており、消防法の問題も、単純に消防設備があるかないかではなくて、実際に避難するのにどれだけの時間がかかるかという人の問題や、構造の問題等、様々なことを考えて安全性を確保するべきであり、実態と合った

きせい かんわ し と くり ぐん で ほしい。
規制緩和に市として取り組んでほしい。

はちちやういじん
(八町委員)

グループホームは、せいしんしょうがいしゃ ばあい ねん たいきよ じもと
借りて単身生活を始めるというところであっても、にゅうしょ たいきじかん
知的障害者の場合も、せいしんか びょういん にゅういん かた
つからず退院できないという現状がある。かぞく じりつ
トが難しく、グループホームをりようしてくねん できない方という潜在的
なものがあると考えると、せいしんか びょういん にゅうしょしせつ
のは確かなため、これからしょうがいしゃ こうれいか じゅうどか すず
部分も含めて何らかのたいおう かんが 考えてほしい。

こばやし いじん
(小林ますみ委員)

ほんにん しゅたいせい や すとれんぐす を いかした しさく たいじ
本人の主体性やストレングスをいかした施策が大事であり、それをしえん
せいど してん かんが
制度という視点でグループホームを 考えてほしい。

じむきょく
(事務局)

きせい せいかつ まも い み
規制は生活を守るためという意味のものであり、どのようにおあ
いくかについては、たんとうしょかん じょうほうこうかん けんとう
ちい きせいかつ けいそく じゅうよう しゅだん にんしき
地域生活を継続していくうえで、グループホームは重要な手段だと認識して
おり、すうちもくひょう すこ けんとう
数値目標についてはもう少し検討したい。

あがつまいじん
(我妻委員)

グループホームのしよくいん かくほう ますか ほたい しゃかいふくしほうじんとう ばあい
本体施設からのおうえん でグループホームを支えることがかのうだが、NPO ほうじんとう
体制としてぜいじゃく なに たいせい きんきゅう ひとで ひつよう
なときにおうえん はい ひと はけん しく とう せいびそくしん
グループホームがあんていてき うんえい してん けんとう
安定的に運営できるような支援について検討してほしい。

ど いじん
(土居委員)

りようしゃ かぞく ひと てんわ う い さき さが
利用者の家族が一つひとつグループホームに電話をして、受け入れ先を探して

いる現状がある。自治体によっては、市や連絡協議会等が窓口をつくって受け入れ情報を管理しているところもある。今後、八王子市でもそういったソフト面での支援も必要になってくる。

(事務局)

地域移行継続部会からも、精神障害のグループホームの場合は比較的情報交換やネットワーク化がされているが、身体障害・知的障害ではその点が課題であるという提言をもらっている。国の検討会でも、日中の報酬や小規模化を進めるうえでの運営面での課題について問題視されている。国では現状に合った報酬体系の見直しを行い、市としてはそれ以外にできる支援を考えていきたい。

(萩原氏)

計画相談支援について、サービス等利用計画が今年度導入されるが、実際問題、高等部3年生の保護者はほとんどがセルフプランで行く見込みになっている。利用者数の見込みとあわせて、市の基本的な考え方のところで指定特定相談支援事業者についても記載してほしい。

(事務局)

障害福祉計画はサービス量の見込みの計画になるため、指定特定相談支援事業者の確保等については第4章「施策の展開(障害者計画)」に記載しており、そちらで整理する。

(土居委員)

国の制度として、障害者計画と障害福祉計画を分けなければいけないのかもしれないが、グループホームの整備を促進するにしても数だけではなくて、ソフトの支援が必要ではないか等、障害者計画の話がどうしても出てくる。本来なら八王子市として、一つの計画として一本化したほうが議論の整理がしやすいのではないか。

(事務局)

今回は、まず総論として障害者施策全体について議論をし、それを達成するた

めのサービス量の見込みや成果目標について、順番で議論を進めてきている。
議論を進めるうえで障害者計画へ戻ることは十分にあり、今後そういった時間も確保してある。

事務局より、次回の日程について11月13日(木)9:00からと報告があった。

4. 閉会

(以上)